

■一般社団法人 Home NOC Operators' Group 会則変更内容（2026年1月25日施行）

変更前	変更後(2026年1月25日施行)
<p>第5条（入会）</p> <p>本会の趣旨に賛同し入会を希望する個人または団体は、本会所定の書式による入会届を提出するものとする。</p> <p>正会員の3分の2以上の賛成を以って入会を認めるものとする。</p> <p>本会の趣旨に賛同し入会を希望する個人が民法第4条に定める未成年者である場合、法定代理人（親権者又は後見人）の同意を予め得なければならない。</p> <p>未成年者が入会届を提出した時点で、法定代理人（親権者又は後見人）を得ているものと見なすものとする。</p>	<p>第5条（入会）</p> <p>本会の趣旨に賛同し入会を希望する個人または団体は、本会所定の書式による入会届を提出するものとする。</p> <p>代表理事または代表理事に任命された正会員の承認を以って入会を認めるものとする。</p> <p>本会の趣旨に賛同し入会を希望する個人が民法第4条に定める未成年者である場合、法定代理人（親権者又は後見人）の同意を予め得なければならない。</p> <p>未成年者が入会届を提出した時点で、法定代理人（親権者又は後見人）を得ているものと見なすものとする。</p> <p>入会を希望する者の入会を認めなかった場合、本会はその理由等について一切の開示義務を負わないものとする。</p>
変更前は規定無し	<p>第7条（反社会的勢力の排除）</p> <p>本会は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告をすることなく、会員に対して、会員資格の取消しをすることができるものとする。</p> <p>暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）に属すると認められるとき。</p> <p>反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。</p> <p>反社会的勢力を利用していると認められるとき。</p> <p>反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められるとき。</p> <p>反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。</p> <p>自ら又は第三者を利用して、本会又は本会の関係者に対し、詐術、暴力的行為、又は脅迫的言辞を用いたとき。</p> <p>本会は、会員が自ら又は第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合には、何らの催告をすることなく、会員に対して、会員資格の取消しをすることができるものとする。</p> <p>暴力的な要求行為</p> <p>法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為</p> <p>風説を流し、偽計を用い又は威力を用いて本会の信用を毀損し、又は本会の業務を妨害する行為</p> <p>その他前各号に準ずる行為</p>

会員は、反社会的勢力のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

本会は、本条の規定により、会員資格の取消しをした場合には、会員に損害が生じても本会は何らこれを賠償又は補償することは要せず、また、これにより本会に損害が生じたときは、会員はその損害を賠償するものとする。

※第2章第7条を追加することにより以降の項番を変更する。